

稲沢市中小企業振興基本条例（素案）

稲沢市は、天下の奇祭として有名な「国府宮はだか祭」、晩秋に黄金色に染まるイチョウ、また近年「織田信長公生誕の地」としても知られている。古くは、尾張国の国府が置かれるなど歴史を重ね、肥よくな土壌と温和な気候を生かし、植木や苗木の産地としても発展してきた。また、名古屋のベッドタウンとして発展するとともに、交通の便の良さから大企業等の工場が数多く立地してきた。

現在、本市には、多様な事業活動を行う中小企業があり、地域経済の根幹を担っている。わが国企業の99.7%、従業員の7割を占める中小企業は、経済を支える重要な存在であり、市内においても事業所の約〇割が中小企業である。中小企業は、地域経済循環の基礎であり続けるとともに、人材育成や雇用創造で大きな役割を果たしている。

近年、経済の国際化の進展、企業間競争の激化に加え、少子高齢化、人口減少、消費構造の変化等、中小企業を取り巻く環境は変化しており、経営者の高齢化、事業承継等の課題が深刻になっている。

こうした中、稲沢市が将来にわたり、持続可能なまちづくりを進めていくためには、中小企業自らが、創意工夫して、新しい価値を創造し、地域で再投資を行い、事業経営の安定・向上を図るとともに、事業者、団体、市民が、市に対する誇りを持ち、市と連携・協働し、まちづくりの担い手として取り組むよう努めるこ

とが重要である。

ここに、中小企業の役割とその重要性を理解し、中小企業の振興を重要な政策として位置付けると共に、中小企業の振興を通じて地域経済の循環を促進し、稲沢市に住んでよし、働いてよし、訪れてよしの魅力あふれる豊かなまちとするために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び市の責務、中小企業者の努力等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本方針等を定め、これを総合的に推進することにより市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有するものをいう。

(2) 小規模企業者 中小企業者のうち、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。

(3) 中小企業団体 中小企業者を支援する事業を行う団体及び法人（商工会議所、商工会、商店街振興組合、事業協同組合、観光協会その他の中小企業者の支援を行うもの。ただし、

支援機関、金融機関を除く。)で、市内に事務所を有するものをいう。

(4) 支援機関 国又は愛知県が所管する中小企業者の支援に取り組む公的な機関で、愛知県内に事業所を有する法人、及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関であって、市内に事業所を有するものをいう。

(5) 大企業 中小企業者以外の事業者であって、市内に事業所を有するものをいう。

(6) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者で、市内に事業所を有するものをいう。

(7) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。

(8) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、これに基づき推進されなければならない。

(1) 中小企業者の自主的な努力及び創意工夫と経営向上に対する主体的な努力を基本とすること。

(2) 中小企業者が地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを認識すること。

- (3) 設備、技術、知識及び技能その他の経営資源の確保が困難であると認められる小規模企業者に対して、その経営の規模及び形態を勘案し、事業の持続的な発展に向け支援すること。
- (4) 中小企業者、市、中小企業団体、支援機関、大企業、金融機関、教育機関及び市民が相互に連携・協力すること。
- (5) 自然環境、地域産品、人材、技術その他地域資源を総合的に活用すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業者の実態を的確に把握することに努めるとともに、社会経済情勢の変化に対応した、適切な中小企業の振興に関する施策を策定し、実施に努めるものとする。

2 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施にあたっては、中小企業者、中小企業団体、支援機関、大企業、金融機関、教育機関及び市民と協力して効果的に行うよう努めるものとする。

3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。

4 市は、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事業に配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自らの創意工夫のもと、事業計画に基づい

た新たな事業の展開、販路の開拓に取り組む等、主体的に経営革新、経営基盤の強化等に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、市の地域資源の活用、市内での再投資、雇用機会の確保及び人材の育成、従業員が仕事と生活の調和を図ることができ環境整備、その他労働環境の整備に自主的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 中小企業者は、地域が取り組むまちづくりの活動に積極的に貢献し、地域社会と協働することで、事業活動を通じて地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。
- 4 中小企業者は、自らの経営力を強化するため、中小企業団体への加入や支援機関等の活用を積極的に行い、他の中小企業者、大企業、金融機関、教育機関及び市民と交流し、互いの協力によって、一層の事業の発展に努めるものとする。
- 5 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の実態を把握し自らの事業活動に反映するとともに、中小企業者の経営の向上、改善及び革新、会員相互の関係強化の促進、及び他の団体との連携に努めるものとする。

- 2 中小企業団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策

に協力するよう努めるものとする。

(支援機関の役割)

第7条 支援機関は、基本理念にのっとり、中小企業者に対し、事業活動に有効な国、県、市等の施策や支援事業の情報を提供するとともに、多様化及び複雑化する中小企業者の経営課題に対し、課題解決に向けた事業計画の策定等の専門性の高い支援を通じ、中小企業者の経営力の強化を図り、経営革新及び創業の支援に努めるものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、基本理念にのっとり、自らの事業活動において中小企業の重要性を認識し、地域経済の振興を図るため、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営の安定化、経営革新及び経営の向上に取り組むことができるよう、中小企業者に適した円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を行うことにより、その発展に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、市や中小企業団体と連携し、創業、ビジネスマッチング及び事業承継ほか中小企業者のライフステージに応じた支援に努めるものとする。

(教育機関の役割)

第10条 教育機関は、基本理念にのっとり、職場体験活動等を

通じたキャリア教育の推進、次世代の地域の産業経済を担う人材の育成等、中小企業者の成長、発展に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第11条 市民は、基本理念を理解し、消費者として市内において生産され、製造され又は加工された物を消費し、市内で提供されるサービスを利用する等により、中小企業の振興が地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業者の成長及び発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第12条 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を基本とする。

- (1) 小規模企業者に対し経営改善等の支援を行うこと。
- (2) 中小企業者の事業の継続・安定を図ること。
- (3) 中小企業者の新事業展開・経営革新を促進すること。
- (4) 中小企業者のカーボンニュートラルの推進その他社会的課題への取組みを支援すること。
- (5) 創業を推進し、中小企業者の事業承継を支援すること。
- (6) 中小企業者の人材育成を支援すること。
- (7) 雇用を推進すること。
- (8) 中小商業・サービス業を支援し、地域経済循環を促進すること。

(9) 観光サービスを支援し、地域資源を活用した観光需要を創出すること。

(10) 植木・苗木や特色ある農産物の生産、販売を促進すること。

(中小企業振興会議)

第13条 市は、中小企業を振興し、地域経済の持続的な発展を推進するため稲沢市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

2 振興会議は、中小企業者、中小企業団体の意見を聴取し、中小企業の振興に関し、計画、施策その他必要な事項を協議し、市長に意見を述べることができる。

3 振興会議の組織、構成員その他運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(財政上の措置)

第14条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。